

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年5月2日 07時00分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三崎港 三崎港東口南防波堤灯台から真方位302°610m付近 (概位 北緯35°08.2′ 東経139°37.3′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{オキシ-} OXY3は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット OXY3、10トン
船舶番号、船舶所有者等	260-30542神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底キール部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、クルージングの目的で、三崎港の係留場所から京浜港横浜第5区所在のマリーナに向け、GPSプロッターを作動させ、約3ノットの対地速力で、手動操舵の機走により航行を開始した。</p> <p>船長は、過去に20回以上の航行経験がある城ヶ島大橋の下を同橋の西方から通過しようと、ふだんどおり本船の針路を同橋中央部付近に向けて東進した。</p> <p>本船は、東進中、船長が周囲に浮流する海藻がプロペラに絡まないよう、海面に意識を向けて操船していたところ、城ヶ島大橋付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚後、海上保安庁に通報し、本船は、付近を航行していた漁船等により本件浅所から引き出され、来援した海上保安庁の巡視艇に伴走され、自力航行で目的地であるマリーナに帰航した。</p> <p>船長は、本船の周囲に浮流する海藻がプロペラに絡まないよう、海面に意識を向けて操船したことで、ふだんより右寄りの針路をとることになって、城ヶ島大橋中央部付近をよく見ていなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.3m、船尾約1.7mであった。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	本船は、城ヶ島大橋中央部付近に向けて東進中、船長が、周囲に浮流する海藻がプロペラに絡まないよう海面に意識を向けながら手動で

	<p>操舵し、自船の位置を確認しなかったことから、ふだんより右寄りの針路となっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、城ヶ島大橋の下の航行経験が過去に20回以上あり、ふだんどおり本船の針路を同橋中央部付近に向けて東進すれば通過できると思ったことから、海面に意識を向けたままであったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、城ヶ島大橋中央部付近に向けて東進中、船長が、周囲に浮流する海藻がプロペラに絡まないよう海面に意識を向けながら手で操舵し、自船の位置を確認しなかったため、ふだんより右寄りの針路となっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、狭い航路を航行する場合、目視により適切に見張りを行い、船首目標を見て針路を確認すること。

付図1 事故発生場所概略図

